

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

10 月からの法改正について

令和 8 年 10 月より幾つかの法改正が行われます。各改正について、確認してみましょう。

1. 社会保険の適用拡大

短時間労働者の社会保険加入要件である月額要件が撤廃されます。

・ 従業員 51 人以上の企業で働く方の社会保険加入要件 ・



週の勤務が
20 時間以上



2 ヶ月を超えて
働く予定がある



学生ではない



給与が月額
8.8 万円以上

特定適用事業所に対象となっている場合には、20 時間以上の労働者を改めて確認しましょう。

2. カスハラ・求職者等に対するセクハラ対策の義務化

従業員を 1 人でも雇用している場合に対象となります。

以下の措置を必ず講じなければなりません。

- ☐ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ☐ 対応の実効性を確保するために必要な措置
- ☐ 相談体制の整備
- ☐ プライバシー保護、不利益扱いの禁止
- ☐ 対応マニュアル等の整備
- ・ 事実関係を迅速かつ正確に確認、被害者に対する配慮のための措置等

3. 同一労働同一賃金の改正

企業規模を問わず、パート・有期雇用労働者を雇用するすべての事業所が対象です。

【パート・有期雇用労働者の雇入れ時の労働条件明示事項】

昇給の有無	退職手当の有無
賞与の有無	相談窓口



「待遇の相違等に関する説明を求めることが出来る」旨を追加する。

入社時だけでなく、契約更新時にも忘れずに適用しましょう。

4. 現物給与の価額設定について(住宅)

社会保険の報酬に算入する現物給与の評価方法がすべての都道府県において変更されます。

(改正後) 価額の計算: 居住する住宅の床面積の合計を対象とする。

対象従業員がいる場合には、速やかに確認しましょう。



Check

・・・ 改正の対応漏れが起こらないよう、再度確認しましょう。

